５　いじめ防止対策基本方針

いじめは、人として絶対に許されない行為である。しかし、いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうることから、いじめ防止対策推進法・生徒指導提要・県及び市の（いじめ防止）基本方針等に則り、いじめの防止、早期発見、いじめへの対処、地域や家庭・関係機関間の実効性を高め、いじめへの組織的対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用を定める。また、いじめの定義は次の通りである。

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

また、いじめの重大事態が疑われる場合は、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に則り、適切に対応する。重大事態とは「いじめにより生命、心身及び財産に重大な被害が生じた疑いがある場合」「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」を指す。

（１）　いじめ問題に対する指導体制

①　校内支援・指導体制・・・校長を中心として全職員で組織的に支援・指導にあたる。

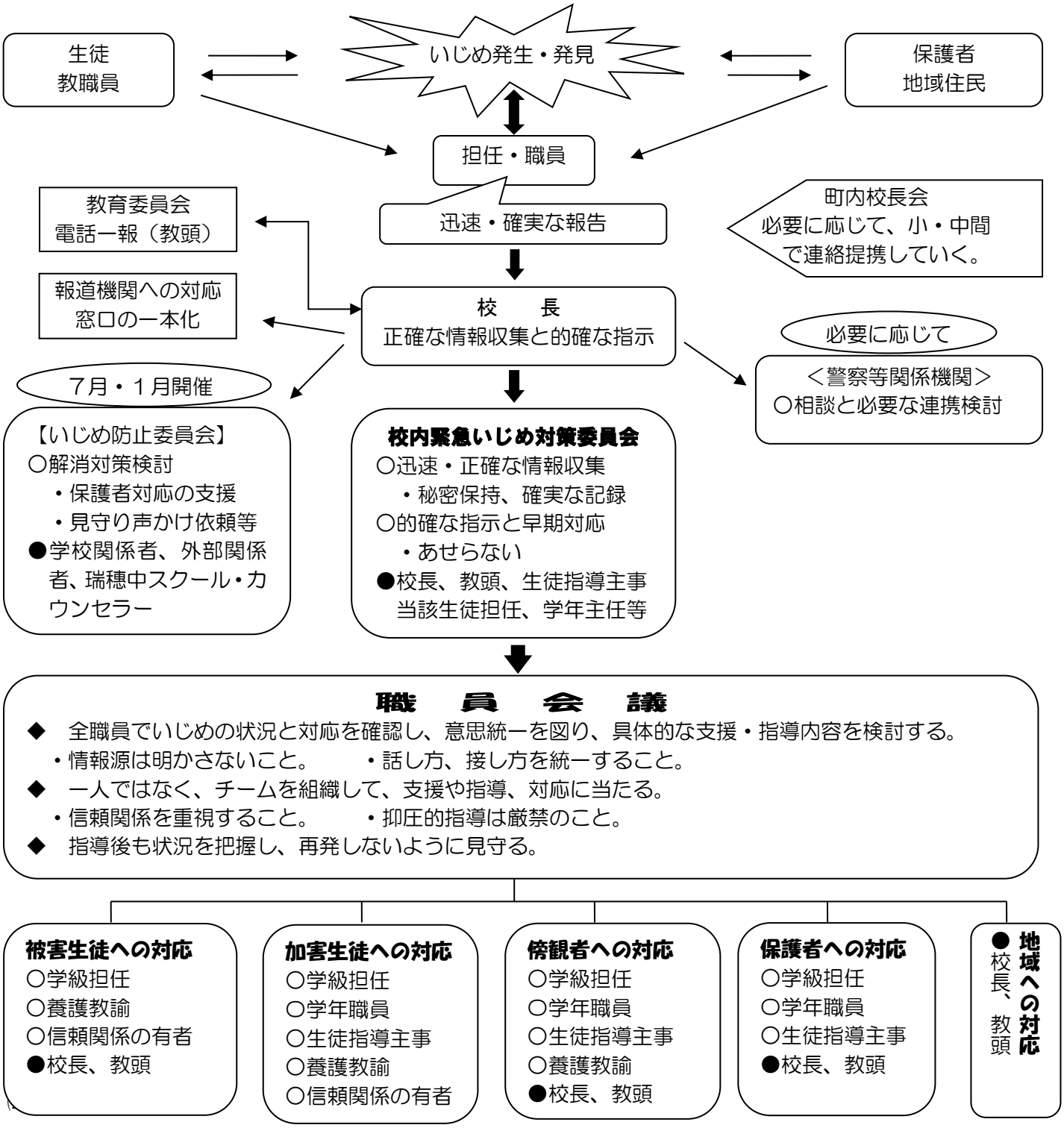

② 専門家を含む支援指導体制

校　　長
報告・連絡・相談の徹底＆正確な情報収集と的確な指示

【瑞穂中いじめ防止委員会】

1　構　成

＜学校＞・・・校長、教頭、生徒指導主事、当該担任、養護教諭

＜外部関係者＞

○　地域住民・・・学校評議員３名　主任児童委員２名

○　育友会・・・会長、副会長

○　専門家・・・瑞穂中スクール・カウンセラー

2　活動内容
- 該当いじめに関する情報交換と支援・指導内容についての全般協議
- 学校、保護者、地域が連携したいじめ防止に対する計画策定
- 保護者、地域住民に対する啓発活動

3　開　催
○7月と１月に校長が招集して開催する。また、それ以外でも必要に応じて開催する。

情報提供
協力依頼

情報提供
解消指導

保護者・地域住民
◇いじめに関する認識を高める
◇いじめの早期発見
◇いじめの指導

啓発・連携

教育委員会・警察等の機関
いじめ防止及び解消の指導

教　職　員
○　日常的にいじめの防止、早期発見のため、生徒の様子について全職員で情報交換に努める。
○　全職員で組織的、積極的に関わっていく。
○　当該生徒及びその保護者との関係を重視していく。

生徒・学級・全校

（２） いじめ防止全体指導計画

基　本　姿　勢

＜生徒の心を育てる＞
- ○いじめを許さない心
- ○自他の生命を尊ぶ心
- ○他人の痛みがわかる心
- ○違いを認め合う心
- ○良心に恥じない心

＜組織力を生かす＞
- ◇校内指導体制の確立
- ◇生活指導の充実
- ◇教師間の連携強化
- ◇危機管理意識の継続
- ◇家庭との信頼感の構築

＜指導力を高める＞
- ▽人権感覚の研磨
- ▽教育相談技法の体得
- ▽いじめ防止指導法の習得
- ▽生徒理解の深化
- ▽学習指導の工夫・改善

対応１　未然防止＆早期発見

- ◆校内指導体制の確立
- ◆教師の指導力の向上
- ◆人権意識と生命尊重の育成
- ◆道徳教育の充実
- ◆支持的風土のある学級作り
- ◆定期的調査や教育相談体制
- ◆養護教諭との連携
- ◆いじめ関係研修会の充実

➡ 他の生徒 ⬌ **被害生徒** ⬌ 家族 ⬅

- ●相談窓口の設置と周知
- ●健全育成関係団体との連携
- ●双方的情報発信の工夫
- ●学校保健委員会の活用
- ●学校関係者評価委員会活用
- ●育友会会議の深化
- ●授業、行事公開強化

対応２　緊急対応＆早期対応

組織的対応
- ・全校集会
- ・一斉学活
- ・人権学習

＜共通理念＞
- ・許されない行為
- ・心理的事実の提示と共感
- ・仲間意識の醸成

※重大事態の防止（自殺等）

いじめ発生

⬇

事実関係把握

⬇ 指導方針の確認　　⬇ 指導体制の確立

⬌

被害生徒への支援　　加害生徒への指導

専門的対応
- ・カウンセリングマインドの習得
- ・集団構造の把握
- ・全職員の役割分担と共通理解

＜特別対応＞

いじめ防止委員会

規定は別紙

○受容と共感に満ちた面談（支えの実感）
○目に見える対応（安心空間の確保）
○専門家の助言とカウンセリング
○心調に合わせた援助（日記、級友など）
◎保護者
- ・詳細な説明と真摯な傾聴、緊密な連携
- ・丁寧な報告と協働事項の確認

□心理的責任の明確化（含：肉体的、法的）
□事実、人間関係の把握（不交流の同時面談）
□自己非と相手の苦悩の認知
□専門家の助言とカウンセリング
◎保護者
- ・詳細な説明、真摯な傾聴と緊密な連携
- ・丁寧な報告と協働事項の確認（相手への謝罪）